

監査報告

独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「法人」という。)の令和2事業年度(令和2年4月1日～令和3年3月31日)の業務、事業報告書、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類(案)、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書)及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規程等に基づき、理事長、副理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員(以下「役職員等」という。)と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席して、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所及び従たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。このうち従たる事務所における調査については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一部について実地監査をテレビ会議システム等による監査に代替した。

なお、期初に定めた監査計画においては、リスクフォーカスする個別事項として

- ① 組織見直し後の本部機能の強化及び業務効率化の推進に関する取組状況
- ② 令和2年度追加分を含むスマート農業実証プロジェクトへの対応状況及び社会実装へ向けた取組状況

を設定した。

また、役員(監事を除く。以下「役員」という。)の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制(財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。)について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)並びに事業報告書(会計に関する部分)について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

Ⅱ 監査の結果

1 法人の業務の実施状況についての意見

法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、第4期の最終年度目標に沿って効果的かつ効率的に行われたものと認める。法人の長の強力なリーダーシップの下、毎月の大課題推進責任者会議による進捗管理の徹底及び機動的な予算配分等により研究開発が加速され、第4期中長期計画の目標が達成されたものと判断する。特に令和2年度においては、AI研究基盤の強化やNAROイノベーション創造プログラムの拡充、セグメントを超えた研究開発の連携、標準作業手順書（SOP）を活用した研究成果普及活動の推進、事前相談制度の充実等による特許出願件数の大幅増加等で成果を上げていることを評価する。加えて、企画戦略本部の司令塔機能発揮により、農業・食品産業をめぐる情勢の変化、それに対応した施策の展開方向を踏まえた第5期中長期計画を策定した。令和3年度は、社会実装を見据えたより一層戦略的な研究開発、農研機構内の連携体制の強化、管理部門の機能発揮を通じた更なる業務合理化・効率化が課題となるものと認識する。

2 法人の内部統制システムの整備及び運用についての意見

- (1) 内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。
- (2) 農業・食品分野で科学技術イノベーションを創出し、「農業の産業としての自立」に貢献するとの組織目標について、各種会議・打合せの場で、法人の長が自らの言葉で繰り返し説明することで組織への浸透が図られているものと認識する。
- (3) 業務運営に際しては、各役職員の責任と権限を明確にした形で指示が出され、業務執行がなされている。また、令和2年度に26回開催された役員会での議論を通じて法人の長の意思決定の補佐機能と牽制機能が果たされていると認識する。
- (4) 予算、収支計画及び資金計画の執行については、重要度に応じた予算配分と適切な執行管理が定着しつつあると認めるが、引き続き現場での予算執行に支障を来さないように適時の配分を実施するなど一層の改善を期待する。
- (5) スマート農業実証プロジェクトについては、令和2年度に新たに採択された79課題も含めて概ね順調に実施され、増加するプロジェクトに対し、一部業務委託により一定の管理強化が図られているものと評価する。
- (6) 情勢変化等への対応として、新型コロナウイルス感染症については、令和2年1月末から3年3月末までの72回の対策検討ワーキンググループによる検討を通じて、組織一丸となった危機管理体制強化が図られたものと評価する。一方、研究予算に対するガバナンスの強化においては、文部科学省・農林水産省ガイドラインの改正に先立って理事長による決意表明が明示されているが、より実効性のある取組が必要と認識する。
- (7) 令和3年度は、組織見直しに対応した規程等の整備とその着実な実行を通じた内部統制システムの強化を図ることが課題と認識する。

3 法人の役員の職務の遂行について

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等についての意見

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認める。

5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1 給与水準の状況

給与水準については、事務・技術職員及び研究職員のいずれも国家公務員とほぼ同じ水準であり、妥当であると認める。なお、令和2年度におけるラスパイレズ指数(年齢勘案)は、事務・技術職員は93.2、研究職員は97.6である。

2 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

契約の適正化を含めた入札・契約の状況については、契約監視委員会(外部有識者4名、監事3名)及び入札監視委員会(外部有識者3名)により必要な点検が行われ、法人の契約は会計規程等に従って適正に行われていると認める。

3 法人の長の報酬水準の妥当性

法人の長の報酬については、給与法指定職俸給表を参考として報酬水準が設定されており、他の国立研究開発法人の長の報酬との比較からも妥当であると認める。

4 保有資産の見直し

法人が保有する土地、建物等については、厳しい予算状況の中でも、常時見直しを図り、研究業務を継続する上で効率的な資産保有となるよう推進していると認める。

令和3年6月15日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

監事 中根 宏行

監事 青田 博志

監事 柏原 卓司